



「自ら運搬」について

質 問

- ①相談者：排出事業者
- ②相談案件：「自ら運搬」について
- ③相談内容：自社の廃棄物を自ら運搬する場合は許可車両不要というが「自ら運搬」の要件とは何か。

回 答

「自ら運搬」とは、排出事業者が、自社の事業活動により発生した廃棄物を自社所有など使用権限のある手段（車両、船舶など）により目的場所まで運搬することである。これは廃棄物の収集運搬の許可を必要としない。

なお、使用権限とは車検証にて使用者名義が自社であることとしている。

長期リース契約に基づく借り上げ車両を自社にて運行する場合の運搬も一般的には「自ら運搬」とされる。

